

小美玉市告示第 187 号

小美玉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示
を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 0 日

小美玉市長 島田 幸三

小美玉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する
告示

小美玉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱(令和5年小美玉市告示第100号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この告示は、特殊詐欺による被害の防止を図るため、高齢者の特殊詐欺対策電話機等の購入に対し、予算の範囲内において市が交付する特殊詐欺対策電話機等購入費補助金(以下「補助金」という。)について、小美玉市補助金等交付規則(平成18年小美玉市規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 電話その他の通信手段を用いて、対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込み等の方法により、面識のない不特定多数の者から現金等をだましとる詐欺をいう。
- (2) 特殊詐欺対策電話機等 特殊詐欺の被害を防止する次のいずれかの機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる装置をいう。
 - ア 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
 - イ 警察、自治体等から提供される迷惑電話番号の情報により迷惑電話番号からの電話を自動判別し、ランプ等で警告表示をして着信を拒否する機能
 - ウ その他特殊詐欺防止の効果が期待される機能

第4条第3号の次に次の1項を加える。

- (4) 小美玉市暴力団排除条例(平成23年小美玉市条例第26号)第2条第3項に規定する暴力団員等でないこと。

第4条を第3条とする。

第6条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証など）

第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

小美玉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

小美玉市長 様

申請者
住 所 小美玉市
氏 名
生年月日 年 月 日生
連 絡 先

小美玉市特殊詐欺対策電話機購入費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり補助金を申請します。補助金交付に際しましては、審査に必要な住民登録の有無及び納税状況を確認することに同意します。
また、補助金の交付が決定された場合には、補助金を請求します。

交付申請額 及び請求額	円			
購 入 機 器	品名 _____ 品番 _____			
機器を取り付けた 回線の電話番号				
申請者の振込口座	金 融 機関名		支店名	
	種別	普通・当座	口座 番号	
	フリガナ 口座名義			
添 付 書 類	☐ (1)本人確認できるもの(マイナンバーカードや運転免許証など) ☐ (2)補助金対象機器の購入に係る領収書の写し(申請者の氏名、品名、事業者名、日付の記載があるもの) ☐ (3)補助対象機器の機能が確認できるカタログ又は取扱説明書の写し			

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請がありました小美玉市特殊詐欺対策電話機等購入補助金について、下記のとおり決定したので通知いたします。

記

1. 交付決定

交付決定額	円
交 付 条 件	・小美玉市補助金交付規則及び小美玉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱を遵守すること。 ・補助事業に関する調査に協力すること。

2. 不交付決定

不交付決定の理由	
----------	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小美玉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱(令和5年小美玉市告示第100号)新旧対照表

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この告示は、特殊詐欺による被害の防止を図るため、高齢者の特殊詐欺対策電話機等の購入に対し、予算の範囲内において市の交付する特殊詐欺対策電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）について、小美玉市補助金等交付規則（平成18年規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この告示における用語の意義は、次に定めるところによる。 (1) 特殊詐欺 電話その他の通信手段を用いて、対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込み等の方法により、面識のない不特定多数の者から現金等をだましとる詐欺をいう。 (2) 特殊詐欺対策電話機等 特殊詐欺の被害を防止する次のいずれかの機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる装置をいう。 ア 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能 イ 警察、自治体等から提供される迷惑電話番号の情報により迷惑電	(趣旨) 第1条 市の交付する特殊詐欺対策電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）については、小美玉市補助金等交付規則（平成18年規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。 (目的) 第2条 この要綱は、高齢者に対して、補助金を交付することにより、特殊詐欺による被害の防止を図ることを目的とする。 (定義) 第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 特殊詐欺 電話その他の通信手段を用いて、対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込み等の方法により、面識のない不特定多数の者から現金等をだましとる詐欺をいう。 (2) 特殊詐欺対策電話機等 特殊詐欺の被害を防止するために、電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる装置をいう。

話番号からの電話を自動判別し、ランプ等で警告表示をして着信を拒否する機能

ウ その他特殊詐欺防止の効果が期待される機能

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であること。
- (2) 特殊詐欺対策電話機等を購入していること。
- (3) 市税に滞納がないこと。

(4) 小美玉市暴力団排除条例（平成23年小美玉市条例第26号）第2条第3項に規定する暴力団員等でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、特殊詐欺対策電話機等の購入に要した費用(消費税及び地方消費税を含む。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、5,000円を限度とする。

2 補助金の交付の対象となる特殊詐欺対策電話機等は、交付対象者の属する世帯につき1台を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書兼交付請求書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証など）
- (2) 補助対象機器の購入に係る領収書（申請者の氏名、品名、事業者

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であること。
- (2) 特殊詐欺対策電話機等を購入していること。
- (3) 市税に滞納がないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、特殊詐欺対策電話機等の購入に要した費用(消費税及び地方消費税を含む。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、5,000円を限度とする。

2 補助金の交付の対象となる特殊詐欺対策電話機等は、交付対象者の属する世帯につき1台を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書兼交付請求書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の購入に係る領収書（申請者の氏名、品名、事業者名及び日付の記載があるもの）

名及び日付の記載があるもの)

(3) 補助対象機器の機能が確認できるカタログ又は取扱説明書の写し

(4) 振込先口座番号(申請者本人の口座に限る)及び口座名義人が確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカード等)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請書兼交付請求書の提出を受けたときは、規則第7条の規定による実績報告があったものとみなす。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、小美玉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第8条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金額の確定通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に

(2) 補助対象機器の機能が確認できるカタログ又は取扱説明書の写し

(3) 振込先口座番号(申請者本人の口座に限る)及び口座名義人が確認できる書類(通帳、キャッシュカード等の写し)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請書兼交付請求書の提出を受けたときは、規則第7条の規定による実績報告があったものとみなす。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、小美玉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第8条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金額の確定通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に

従わないとき。

(調査への協力)

第8条 補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について、調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号(第5条関係)

(略)

様式第2号(第6条関係)

(略)

従わないとき。

(調査への協力)

第9条 補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について、調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号(第6条関係)

(略)

様式第2号(第7条関係)

(略)